



茨城県報

第 3081 号

平成31年3月22日

金 曜 日

目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
●公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
●指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (健康長寿福祉課)	2
●指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (健康長寿福祉課)	2
●指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (障害福祉課)	3
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (障害福祉課)	3
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神 通院医療) の指定更新 (障害福祉課)	4
●種畜証明書の交付 (畜産課)	6
●家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (畜産課)	7
●家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求 (畜産課)	12
●道路の区域の変更 (道路維持課)	13
●道路の供用の開始 (5件) (道路維持課)	13
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	14
●事業計画の変更の認可 (2件) (都市整備課)	15
●土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (農林事務所)	16
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	16
●施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定の取消し	18
●施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定	19
公 告	
●落札者等の公示 (厚生総務課)	19
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	20
●軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所)	20
正 誤	
●平成31年3月14日付け茨城県報第3079号中	20

規 則

(人 事 委 員 会)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3月22日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第18項を削除し、第19項中「一般社団法人茨城県産業廃棄物協会」を「一般社団法人茨城県産業資源循環協会」に改め、同項を第18項とし、第20項から第51項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

告 示

茨城県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成31年 3月22日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
0873800106	社会福祉法人 阿見町 社会福祉協議会	阿見町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	稲敷郡阿見町阿見 4671-1 阿見町総合保健福祉 会館内	訪問入浴介護	平成31年 2月28日
0870401080	株式会社 日本ヒュー マンサポート	訪問介護 ヒューマ ンサポート古河	古河市本町1- 3-30	訪問介護	平成31年 2月28日
0872400577	株式会社 ジョイフル 本田	株式会社ジョイフル 本田守谷店	守谷市松ヶ丘3 -8	特定福祉用具販売	平成31年 2月28日
0870102704	株式会社 ひまわり介 護用品センター	ひまわり特定福祉用 具販売事業所	水戸市渡里町300 -1	特定福祉用具販売	平成31年 2月28日
0870100898	株式会社 ひまわり介 護用品センター	ひまわり福祉用具貸 与事業所	水戸市渡里町300 -1	福祉用具貸与	平成31年 2月28日

茨城県告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同

法第115条の10の規定により告示する。

平成31年 3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0873800106	社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会	阿見町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	稲敷郡阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館内	介護予防訪問入浴介護	平成31年2月28日
0872400577	株式会社 ジョイフル本田	株式会社ジョイフル本田守谷店	守谷市松ヶ丘3-8	特定介護予防福祉用具販売	平成31年2月28日
0870102704	株式会社 ひまわり介護用品センター	ひまわり特定福祉用具販売事業所	水戸市渡里町300-1	特定介護予防福祉用具販売	平成31年2月28日
0870100898	株式会社 ひまわり介護用品センター	ひまわり福祉用具貸与事業所	水戸市渡里町300-1	介護予防福祉用具貸与	平成31年2月28日

茨城県告示第261号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成31年 3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852000561	エンジョイライフつくば	茨城県つくば市松代1-21-8	株式会社ニジイロ	茨城県つくば市松代一丁目21番地8	平成31年4月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第262号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成31年 3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852900265	神栖市障害者サービスセンターのぞみ	茨城県神栖市溝口1746-1	有限会社ミナト交通	千葉県銚子市川口町二丁目6385番地の44	平成31年4月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年 3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810200899	いばらきのケア 多機能型生活支 援センター う みう	茨城県日立市千石 町 2 - 4 - 5	株式会社いばら きのケア	茨城県常陸太田市 木崎二町849番地	平成31年 3月1日	生活介護 就労継続支援 B型

茨城県告示第264号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新をしたので告示する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する 医療の種類	主として担当する 医師（薬剤師）の 氏名	指定更新 年月日
医療法人社団南高野医院	日立市南高野町3-16-2	病院・診療所	尾川 武	平成31年 4月1日
株式会社日立製作所土浦診療健診センター	土浦市神立東二丁目27番8号	病院・診療所	庄司正実	平成31年 4月1日
大森医院	常陸太田市徳田町474	病院・診療所	大森英俊	平成31年 4月1日
社会医療法人若竹会つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	病院・診療所	堀 正士	平成31年 4月1日
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	病院・診療所	新井哲明	平成31年 4月1日
筑波記念病院	つくば市要1187-299	病院・診療所	沼倉泰二	平成31年 4月1日
さくらクリニック	鹿嶋市宮津台2346-38	病院・診療所	松田かおり	平成31年 4月1日
大和田耳鼻咽喉科医院	守谷市本町16	病院・診療所	大和田 稔	平成31年 4月1日
医療法人博仁会志村大宮病院	常陸大宮市上町313	病院・診療所	鈴木邦彦	平成31年 4月1日
医療法人高村外科医院	常陸大宮市山方1117-1	病院・診療所	高村光一	平成31年 4月1日
医療法人健清会那珂記念クリニック	那珂市中台745-5	病院・診療所	遅野井 健	平成31年 4月1日
高橋医院	坂東市岩井4595	病院・診療所	許斐康司	平成31年 4月1日
宮本病院	稲敷市幸田1247	病院・診療所	宮本真理	平成31年 4月1日
医療法人美湖会 美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地596	病院・診療所	岩瀬 剛	平成31年 4月1日
医療法人幕内会山王台病院	石岡市東石岡4-1-38	病院・診療所	金森直明	平成31年 4月1日
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井1926	病院・診療所	林 明人	平成31年 4月1日
医療法人社団啓聖会鳥越クリニック	牛久市女化町223-5	病院・診療所	鳥越啓隆	平成31年 4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
友愛薬局水戸店	水戸市城東 1-3-11	薬局(調剤)	松浦育子	平成31年4月1日
アイン薬局日立久慈店	日立市久慈町 3-6-17	薬局(調剤)	熊野祐介	平成31年4月1日
大みか中央薬局	日立市大みか町 2-28-5 なぎさ会館内	薬局(調剤)	大森幹雄	平成31年4月1日
福地薬局	日立市神峰町 4-12-7	薬局(調剤)	福地佳代子	平成31年4月1日
さくらい薬局土浦文京店	土浦市文京町 10-22	薬局(調剤)	今泉紗央里	平成31年4月1日
さくらい薬局南荒川沖店	土浦市荒川沖南区 100	薬局(調剤)	小野田貴弘	平成31年4月1日
落合薬局	古河市釈迦 1078-4	薬局(調剤)	落合佑介	平成31年4月1日
あおば薬局	石岡市柿岡高山 1547-5	薬局(調剤)	二宮猛	平成31年4月1日
コヤマ薬局八郷店	石岡市東成井園東 2719-3	薬局(調剤)	今川英樹	平成31年4月1日
共創未来下妻薬局	下妻市長塚 50-1	薬局(調剤)	松本茂	平成31年4月1日
たけの薬局下妻店	下妻市数須 837	薬局(調剤)	齋藤勝裕	平成31年4月1日
有限会社ゴキタ薬局	常総市水海道宝町 2785	薬局(調剤)	五木田卓	平成31年4月1日
キューブ薬局高萩店	高萩市大和町 3-12	薬局(調剤)	谷田正文	平成31年4月1日
すずらん薬局井野店	取手市井野 4436-1	薬局(調剤)	油田ちづ子	平成31年4月1日
三健堂薬局	取手市櫛木 2499-2	薬局(調剤)	河嶋憲子	平成31年4月1日
スマイル薬局	牛久市上柏田 4-55-12	薬局(調剤)	上原モト	平成31年4月1日
さくらい薬局つくば春日店	つくば市春日 3-12-1	薬局(調剤)	瀧美子	平成31年4月1日
とのやま薬局	ひたちなか市殿山町 1-3-8	薬局(調剤)	神野貴美子	平成31年4月1日
モン調剤薬局	ひたちなか市東石川 3-28-10	薬局(調剤)	海野佳代子	平成31年4月1日
日の丸薬局サンポート店	鹿嶋市鉢形 1526-3	薬局(調剤)	成原億次郎	平成31年4月1日
そよかぜ薬局	那珂市菅谷 3307 芳野屋テナント B	薬局(調剤)	渡邊龍雄	平成31年4月1日
ひばり薬局	那珂市飯田 1726-5	薬局(調剤)	笹川裕子	平成31年4月1日
スガヌマ薬局	坂東市岩井 4443	薬局(調剤)	菅沼康次	平成31年4月1日
さくらい薬局桜川古渡店	稲敷市古渡 36-1	薬局(調剤)	吉澤ふさ子	平成31年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
ヴィクトリー薬局神栖店	神栖市賀2108-157	薬局(調剤)	雪 奈 苗	平成31年 4月1日
アイン薬局波崎土合店	神栖市土合本町1-8762-37	薬局(調剤)	浜 蘭 めぐみ	平成31年 4月1日
有限会社フダ調剤薬局	銚田市札616-2	薬局(調剤)	田 中 美穂子	平成31年 4月1日
りふる薬局	銚田市新銚田西2-2-8	薬局(調剤)	石 崎 正 男	平成31年 4月1日
アスカ薬局阿見店	稲敷郡阿見町阿見2742-2	薬局(調剤)	森 田 清 美	平成31年 4月1日
さくらい薬局阿見店	稲敷郡阿見町中郷2-1-7	薬局(調剤)	小 竹 孝 子	平成31年 4月1日
さくらい薬局荒川本郷店	稲敷郡阿見町本郷1-2-14	薬局(調剤)	関 口 明 美	平成31年 4月1日
たけの調剤薬局	結城郡八千代町高崎1076-2	薬局(調剤)	中曾根 英 明	平成31年 4月1日
さくらい薬局土浦永国店	土浦市永国1044-1	薬局(調剤)	浅 野 由 実	平成31年 3月12日
さくらい薬局取手店	取手市下高井字向原1969-9	薬局(調剤)	倉 田 慎 吾	平成31年 3月29日
茨城調剤薬局常陸大宮店	常陸大宮市田子内町3034-4	薬局(調剤)	爲我井 学	平成31年 3月29日
アスカ薬局石岡店	石岡市石岡1-13-3	薬局(調剤)	黒 川 淳 一	平成31年 4月1日
公益社団法人茨城県看護協会 鹿嶋訪問看護ステーション	鹿嶋市緑ヶ丘3-9-20	指定訪問看護事業者等	—	平成31年 4月1日
おおみや訪問看護ステーション	常陸大宮市上町321	指定訪問看護事業者等	—	平成31年 4月1日
ナザレ園訪問看護ステーション	那珂市中里361-2	指定訪問看護事業者等	—	平成31年 4月1日
医療法人恒貴会 訪問看護ステーション愛美園	桜川市大国玉2513-12	指定訪問看護事業者等	—	平成31年 4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会訪問看護ステーションかみす	神栖市知手中央7-2-45	指定訪問看護事業者等	—	平成31年 4月1日
茨城西南医療センター訪問看護ステーション	猿島郡境町2190	指定訪問看護事業者等	—	平成31年 4月1日

茨城県告示第265号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による平成30年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

<種畜検査名簿>

種畜証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
11511935249	茂照国	黒毛和種	平成29年 9月22日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11552401901	那珂茂晴	黒毛和種	平成29年 10月14日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11344864099	茂忠 6	黒毛和種	平成29年 11月30日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所

茨城県告示第266号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ病及び結核病、牛のヨーネ病、牛白血病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、馬伝染性貧血、豚コレラ、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 牛のブルセラ病及び結核病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 牛のブルセラ病

臨床検査及び血清検査

イ 結核病

臨床検査及びツベルクリン検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

- a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - b 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
 - c 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - d a、b及びcに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛
- イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛白血病検査

(1) 実施の目的

牛白血病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

- a 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- b 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- c a及びbに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

- イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 実施区域内で飼育する次の月齢以上で死亡した牛
- a 満96か月
 - b 生前に歩行困難、起立不能等であったものにあつては、満48か月
 - c 生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛にあつては、0か月

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12カ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱及びイバラキ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱及びイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期日

原則として、平成31年6月下旬、8月下旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 検査の方法

臨床検査, 中和試験

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 豚のオーエスキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

- (4) 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 検査の方法
臨床検査及び血清検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚流行性下痢検査

- (1) 実施の目的
豚流行性下痢の発生予防のため
- (2) 実施する区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (4) 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 検査の方法
臨床検査及び血清検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査

- (1) 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- (2) 実施する区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を生産する鶏及びその候補鶏
- (4) 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 検査の方法
急速凝集反応法
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

- (1) 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (2) 実施する区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏
- (4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第267号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条第1項の規定に基づき、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場（原則として飼養羽数100羽以上の農場に限る。ただし、だちょうの場合は10羽以上）の所有者に対し、次のとおり報告を求める。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施の区域

県下一円

3 報告すべき事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

5 報告期限

各農場の毎月の飼養羽数及び死亡羽数について、翌月10日までに報告する。

また、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。

6 その他

報告先は所轄家畜保健衛生所とする。

茨城県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成31年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂瓜連線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
那珂市瓜連1769番35から 那珂市瓜連1769番35まで	旧	メートル 最大 35.1 最小 20.6	メートル 57	
	新	最大 39.9 最小 20.6	57	現道拡幅

茨城県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成31年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 銚田市箕輪2141番4地先から
銚田市箕輪2136番1地先まで
銚田市箕輪2133番2地先から
銚田市箕輪2124番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月22日

茨城県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成31年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 石岡城里線
- 2 供用開始の区間 小美玉市大谷991番1地先から
小美玉市小曾納442番3地先まで

3 供用開始の期日 平成31年 3 月22日

茨城県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成31年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 行方市行戸1017番1地先から
行方市小幡1101番39地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年 3 月25日

茨城県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成31年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 山田玉造線
- 2 供用開始の区間 行方市小幡1101番43地先から
行方市小幡1101番81地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年 3 月25日

茨城県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成31年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 那珂瓜連線
- 2 供用開始の区間 那珂市瓜連1769番35から
那珂市下大賀909番5まで
- 3 供用開始の期日 平成31年 3 月25日

茨城県告示第274号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年 3 月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合
 事務所の所在地 常総市水海道諏訪町3222番地3
 事業施行期間 自 平成30年3月19日
 至 平成36年3月31日
 施行地区 常総市三坂新田町字前田, 字向田, 字浦田, 字沖田の各一部, 三坂町字卯ノ起, 字向町,
 字六畝町の各一部
 設立認可の年月日 平成30年3月19日
 2 変更認可の年月日 平成31年3月22日

茨城県告示第275号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので, 同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

3・5・23号 北敷・沼附線

3 事業施行期間

平成4年9月17日から

平成35年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

茨城県告示第276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので, 同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

筑西市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画道路事業

3・5・30号 小川線

3・5・29号 小川・川島線

3 事業施行期間

平成25年8月19日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第277号

清算法人波野台土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成31年3月22日

茨城県鹿行農林事務所長 飯 岡 輝 夫

就 任

氏 名	住 所
大 川 滉一郎	鹿嶋市大字小宮作781番地
大 川 文 明	鹿嶋市大字小宮作692番地
大 川 雅 喜	鹿嶋市大字小宮作809番地
大 川 五 一	鹿嶋市大字小宮作685番地
高 田 倉 男	鹿嶋市大字下津781番地
内 野 三 蔵	鹿嶋市大字下津781番地 1
西 谷 壽 夫	鹿嶋市大字宮津台142番地 3
大 川 節 子	鹿嶋市大字神向寺199番地
大久保 廣 昭	鹿嶋市大字神向寺118番地
石 津 初 美	鹿嶋市大字神向寺327番地 1
大 川 宏 明	鹿嶋市大字神向寺587番地 1
石 津 正	鹿嶋市大字明石516番地 2
笹 沼 源 樹	鹿嶋市大字宮中5131番地 3

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成31年3月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,798人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,798人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

404,987人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

水戸市・城里町 選挙区	81,229人
日立市 選挙区	51,287人
土浦市 選挙区	39,641人
古河市 選挙区	39,774人
石岡市 選挙区	21,362人
結城市 選挙区	14,090人
龍ヶ崎市・利根町 選挙区	26,325人
下妻市 選挙区	11,785人
常総市・八千代町 選挙区	22,664人
常陸太田市・大子町 選挙区	20,462人
高萩市・北茨城市 選挙区	20,830人
笠間市 選挙区	21,584人
取手市 選挙区	30,661人
牛久市 選挙区	23,470人
つくば市 選挙区	60,817人
ひたちなか市 選挙区	43,986人
鹿嶋市 選挙区	18,939人
潮来市・行方市 選挙区	17,922人
守谷市 選挙区	18,098人
常陸大宮市 選挙区	12,197人
那珂市 選挙区	15,513人
筑西市 選挙区	29,272人
坂東市・五霞町・境町 選挙区	24,110人
稲敷市・河内町 選挙区	14,461人
かすみがうら市 選挙区	11,693人

桜 川 市 選 挙 区	1 2, 0 5 3 人
神 栖 市 選 挙 区	2 5, 7 4 9 人
鉦 田 市・茨 城 町・大 洗 町 選 挙 区	2 7, 3 4 3 人
つ く ば み ら い 市 選 挙 区	1 4, 0 2 2 人
小 美 玉 市 選 挙 区	1 4, 0 6 7 人
東 海 村 選 挙 区	1 0, 4 0 4 人
美 浦 村・阿 見 町 選 挙 区	1 7, 4 9 8 人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 4, 9 8 7 人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 4, 9 8 7 人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 4, 9 8 7 人

茨城県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消しを次のとおり行った。

平成31年3月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

1 指定の取消し

区 分	名 称	所 在 地
介護老人保健施設	医療法人財団古宿会 介護老人保健施設ひまわり水戸	水戸市百合が丘町814-477

2 指定の取消しの年月日 平成31年3月14日

茨城県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成31年3月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	株式会社いっしん サービス付き高齢者向け住宅ここいち 土浦A棟	土浦市おおつ野8-24-11
老人ホーム	株式会社いっしん サービス付き高齢者向け住宅ここいち 土浦B棟	土浦市おおつ野8-24-11
老人ホーム	株式会社いっしん サービス付き高齢者向け住宅ここいち 永国	土浦市永国903-1
老人ホーム	株式会社いっしん 住宅型有料老人ホームハートリビング 土浦中央	土浦市中央1-5-16
老人ホーム	社会福祉法人筑圃苑 ケアハウス紫穂苑	筑西市木戸388
老人ホーム	社会福祉法人上の原学園 特別養護老人ホーム上の原	桜川市上野原地新田154-4
老人ホーム	社会福祉法人上の原学園 特別養護老人ホーム上の原（短期）	桜川市上野原地新田154-4

2 指定年月日 平成31年3月14日

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成31年3月22日

茨城県立医療大学長 永 田 博 司

- 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県立医療大学、附属病院及びその敷地内で使用する電力の供給（予定使用電力量 5,532,000 kWh）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
- 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月5日（火）
- 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
J X T G エネルギー株式会社
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
- 落札金額又は随意契約に係る契約金額

92,844,938円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

平成31年1月21日 (月)

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字寺子1675番136

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字荒川本郷1324番地16 シャンテ・ボヌール101号

野口 智章, 野口 真理

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、無効年月日以降無効とする。

平成31年3月22日

茨城県筑西県税事務所長 佐藤 光明

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び名称	無効年月日
農業	100リットル	G700705	1	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	茨城県筑西市岡芹2223 J A北つくば燃料株式会社 JASS - PORT しもだて	平成30年 12月31日
農業	200リットル	H701340	1	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	茨城県筑西市岡芹2223 J A北つくば燃料株式会社 JASS - PORT しもだて	平成30年 10月20日

正 誤

平成31年3月14日付け茨城県報第3079号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から18	18	19

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)